

【議案1】

(5) 役員会則改正について

秋田県立男鹿工業高等学校同窓会会則(案)

- 第1章 総則
- 第1条 この会は秋田県立男鹿工業高等学校同窓会と称し、事務局を母校内に置く。
- 第2条 この会は秋田県立男鹿工業高等学校を卒業した者をもって組織する。
- 第3条 この会は秋田県立男鹿工業高等学校職員および職員であった者を特別会員とする。
- 第2章 目的
- 第4条 この会は会員相互の親睦と教養の向上を図り、母校との連絡を密にして母校の教育の発展に寄与することを目的とする。
- 第3章 事業
- 第5条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員の名簿の作成に努めること。
 2. 母校の教育の発展に努めること。
 3. 表彰・慶弔に努めること。
 4. 会報の発行に努めること。
 5. その他本会の目的達成に努めること。
- 第4章 役員
- 第6条 この会に次の役員を置く。
1. 会長
 2. ~~(旧)副会長 3名(内1名は、校長)~~ → (新)副会長 若干名(内1名は、校長)
 3. 顧問 若干名
 4. 会計監事 2名
 5. 理事長
- 第7条 会長、副会長、会計監事は総会で会員のなかから選出する。理事は会長が総会の承認を得て、副会長は総会が承認する。理事は会長が総会の承認を得て、副会長は総会が承認する。理事は会長が総会の承認を得て、副会長は総会が承認する。
- 第8条 各顧問は本会に功績を認められた者とする。
- 第9条 各顧問は本会に功績を認められた者とする。
- 第10条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第5章 会議
- 第11条 この会は、総会及び理事会とする。理事会が必要と認めるときは臨時総会を開く。
- 第12条 この会は、総会及び理事会とする。理事会が必要と認めるときは臨時総会を開く。
1. 役員の出選
 2. 予算の決議および決算の承認
 3. 会則の変更
 4. その他この会の目的達成に必要な事項
- 第13条 理事は会長が招集し、次の事項を行う。
1. 総会の提案の審議
 2. 緊急事項の処理
 3. 会費、入会費に関する事項
 4. その他この会の目的達成に必要な事項
- 第6章 会計
- 第14条 1. この会の経費は、正会員の入会費並びに会費その他の収入をもってこれにあてる。入会費は卒業年次に500円、会費は在学中予納金年額 ~~(旧) 1,900円~~ → (新) 1,200円 を納入するものとする。
2. 本会の経理は校長に委任し、専決とするが、重大事項、異例な事項等については、会長の決裁を受けなければならない。
- 第15条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。
- 付 則 この会則は昭和59年2月10日から施行する。
- 改正沿革
- 平成11年10月23日 一部改正。
 - 平成25年5月24日 一部改正。
 - 平成27年5月29日 一部改正。
 - 令和3年5月27日 一部改正。